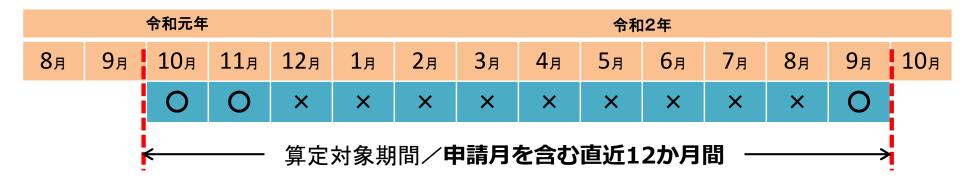
◆軽症者特例について

◇軽症高額特例該当の要件

特定医療費の支給認定の要件である**重症度分類等を満たさない**ものの、月ごとの医療費**総額が33,330円を超える**月が直近12月以内に3月以上ある場合

例 令和2年9月に申請する場合



○:1か月の医療費総額が33,330円超

×:1か月の医療費総額が33,330円**以下**

この例は、「○」**の月が算定対象期間内に3回あるので特例に該当**

- ・医療費総額:本人負担でなく、**10割の医療費**
- ・医療機関だけでなく、薬局/訪問看護等への支払も含む
- ・申請している**指定難病に係る医療費**が対象 ⇒ 確定診断に係る費用は対象外

◆軽症者特例について

◇病状の程度が「重症度分類」に照らして一定程度に満たない申請者については、医療機関の「**医療費証明**」や、「**自己負担上限額管理票(更新等の場合)**」などの確認によって、軽症高額該当基準を満たす場合は認定となる。

